

令和3年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第8日（令和3年9月13日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案16件、計17件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 主任 | 大住 裕紀 君 |

主 幹 新谷 和洋 君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                    |         |                                        |         |
|------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 市 長                                | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長             | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員             | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 |
| 危 機 管 理 課 長                        | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                  | 味元 博文 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                        | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 |
| まちづくり対策課長                          | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                            | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 | じ ん け ん 課 長                            | 亀谷 幸則 君 |
| 教 育 長                              | 岡崎 哲也 君 | こ だ も 未 来 課 長                          | 中津 恵子 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会9月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案16件、計17件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さんおはようございます。5番、吉村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、まず今日の通告の順番ですけど変えさせていただきたいと思っております。最初に空き家対策、そして今ノ山の風力、次にパートナーシップとこの順番で進めさせていただきたいと思っております。

それと最初に、西南豪雨について少し触れたいと思っております。

これ皆さんも読まれたと思いますが、去る9月の6日の高知新聞に、高知西南豪雨の記事が1面に載っております。早いもので発生からもう20年、住宅被害は290棟、浸水は805棟、のどかな集落の風景は一夜にし一変、住民は1万人を超えるボランティアとともに復旧作業に追われたと記されており、死者がおらんかったのは奇跡と住民の誰もがそう口をそろえ振り返る豪雨。今同じ災害が起きたら逃げれるかどうかと憂える声は強まっていると高知新聞はこのように結んでおります。

この犠牲者ゼロは住民の共助があったからこそできたと思っております。特に被害が大きかった下川口地区は、泥谷市長や細川議員のお膝元でありますので、この西南豪雨に対する思いが政治活動の原点なのではないかと推察をいたしております。いずれにいたしましても、天災はいつやってくるか分かりません。私たち政治家には未来に対する責任があると言われております。このことを肝に銘じて活動してまいりたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回、この9月会議では、この1年間で行った一般質問の中からもう一度検証させてもらう事案について質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に空き家対策について危機管理課長にお伺いしたいと思います。

この空き家対策については、今年の3月会議におきまして、特定空家について質問をさせていただきました。そのとき、本市における空き家の実態調査と老朽住宅除去の実績をお聞きしましたが、その後の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

3月会議の答弁と重複する部分もありますが御了承いただきたいと思います。

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。それを受けて、本市では土佐清水市空家等対策検討委員会を立ち上げ、空き家等に関する諸問題の解

決のため検討を行ってきました。

平成28年度から現地調査を実施しまして、平成29年度には、特定空家候補として115件を選定、対象物件の所有者調査を行い、所有者判明分から除却の啓發文書を送付しました。その結果、109件で所有者が判明し、そのうち39件が補助事業を使って除却に至っております。3月会議以降ですが特定空家候補のうち、今のところ除却に至ったケースはまだ本年度はありません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 以前、この特定空家の質問をしたときと、空き家候補の選定は増加していないという答弁だったと思います。この老朽住宅等除去事業費補助金制度は大変好評だとお聞きしております。今議会でも10件の補正計上をされておりますが、これは一定の条件を満たした者に対して除去工事費の一部、確か上限が102万円ぐらいだったと、それを助成する制度であると理解しております。この事業は、本市が県下でもトップクラスに進捗しているということで大変ありがたいと思っております。

それではここで課長にお聞きいたします。平成27年に施行された特別措置法に伴い、その支援措置として空き家対策総合支援事業が設けられたと認識しておりますが、この事業の概要を少し教えていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

空き家対策総合支援事業につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法を活用して、空き家等の除却・活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し、国が支援を行うために創設されたものです。事業内容は、空き家の除却・活用、空き家の所有者の特定などで、それに対する支援が主な事業内容となります。補助要件は、空家等対策計画を策定すること、空家特措法に基づく協議会を設置することなどを満たした市町村にということになっております。

本市はその条件を満たしておりますので、現在取り組んでいます土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金、この制度につきましては空き家等対策総合支援事業を利用して対策をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 本市の空き家率といいますか、これは以前もこの場で申し上げましたが、令和2年の現在で全国で7位という大変空き家率の高い自治体であることは皆さんも御案内のとおりでございます。この空き家対策総合事業は、老朽住宅除去事業や空家特措法に基づく特定空家の認定及び除去等への支援事業だと認識しております。

今年の3月会議の中でも取り上げさせていただきましたが、中浜地区に大変危険な空き家があり、早急な対策を取らないと人命にも関わる事案がございますので、実は私、先日県の土木部住宅課に出向いて話をしてまいりました。県の担当課も本市の状況はある程度把握しておいてくれておりました。これは、危機管理課長をはじめ本市が県とこのことに対して情報共有してくれているものと思い大変感謝しております。

実はそのときに、私携帯でその大変危険な空き家の状況を映して県の担当者にお見せして、こういう状況なんですというお話ししたときに大変驚かれておりました。これはすごいというような状況でございます。この空き家は、本来は特定空家に相当すると私は思っておりますが、まずは早期に空家等対策検討委員会の開催が必要ではないかと思っております。このことを要望いたしますが、課長のお考えをお聞きいたします。

○議長(永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 倉松克臣君自席)

○危機管理課長(倉松克臣君) お答えいたします。

本市の空き家対策は、空家特措法に基づく検討委員会を設置し、現地調査等を行い特定空き家候補115件を選定、その所有者を特定後、補助金を活用して除却をするという流れで対応してまいりました。その結果、特定空家候補は選定しておりますが、現在のところ特定空家は認定しておりません。

質問の中浜にある空き家については、以前より区長さんから問合せや相談が数回あり、対策については市と協議を続けてまいりました。現地も確認し、老朽化が著しく危険な状況であるということは認識をしておりますが、所有者が特定できないことなどいろいろと問題があり、対策が進んでいないのが現状であります。今後、土佐清水市空家等対策検討委員会を早い時期、できれば今年中には開催し、除却に向けて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 今課長も言われましたように、このことはもう何年も前から中浜の西川区長と、また僕も相談しながら担当課と何とかならないかということで、三歩進んで二歩下

がるというようなことを繰り返しております。県のほうへ行って特定空家に対する措置の方法等も教えていただきました。通常、特定空家になると最終的には行政代執行というところが出てきます。そこに行くまではなかなか時間もかかりますし手間もかかります。そうではなくて、略式代執行という方法もありますよということももちろん危機管理課長も御存じだと思いますので、いずれにいたしましてもあそこは避難道であります。それから観光客も通ります。それから隣の家との間がもう30センチぐらいしかありません。ぜひ検討委員会を開いていただいて、除去に向けて進んでいただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思います。課長、ありがとうございました。

それでは、続きまして今ノ山風力発電について質問をさせていただきたいと思います。

この9月会議の冒頭、市長提案理由説明の中で、市長はこのような言われております。少し読みます。あの日から20年が経過しましたが、西南豪雨災害の教訓を忘れることなく、今後想定される全ての災害に備え、市民の命を守り、そして命をつなげるために防災・減災対策を推進することを改めてお誓い申し上げますということを言われて、このことを念頭にいたしまして今ノ山風力の質問をさせていただきたいと思います。

まず、さきの6月会議の私の一般質問の中で、担当課に対して今ノ山風力発電事業に対する市民への周知が決定的に不足していると指摘いたしました。その後どのような周知活動をしたのか、またこれからどのような予定なのかを市民課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） おはようございます。お答えいたします。

去る6月会議におきまして、吉村議員から住民説明会開催案内の周知不足などについて指摘がございました。その後、市としまして今ノ山風力合同会社に対して何点か要請を行っております。まず、住民説明会の案内につきましては、新聞紙面に加え、新聞折り込み、市広報への掲載。

次に、事業概要の情報提供を住民説明会の開催案内に合わせた形で新聞折り込みにより行っていたきたい。

次に、住民説明会会場を増やすよう要請を行いました。事業者には以上を要請し、住民説明会の案内は市広報10月号で行い、新聞紙面、新聞折り込みは日時等が確定しましたらタイミングを見計らい行うこととなっております。

住民説明会場の増につきましては、三崎市民センターに加え、中央公民館でも行う計画となっております。また、事業者からは、住民説明会前に関係地域、三崎・下川口の区長を対象とした説明会開催の提案があり、三崎地区は8月29日に三崎浦会館で開催をしております。下

川口地区につきましては9月中に行うとのことで日程等を現在調整中とのことです。また、三崎地区区長から要望があれば、行政区単位で説明会を開催することも可能とのことでありまして、既に浜益野では9月6日に開催しております。現在、複数から開催の要望があるとのことです。事業者は要望がなくとも可能な限り全地区での開催に向け、調整していると伺っております。

市としましても、実施主体である事業者責任における各種情報提供の要請に加え、市ホームページを通じて事業概要や経過、事業者情報などの提供を行っております。10月には環境影響評価準備書が提出されることとなっておりますので、その際は、縦覧、説明会の開催案内など、情報提供を行っていきたくと考えております。

なお、日立サステナブルエナジー株式会社、現在の会社名がHSE株式会社ですけれども、そちらのほうの計画につきましては、市ホームページでは今ノ山風力合同会社同様の情報提供を行っておりますけれども、環境影響評価方法書提出以降の環境影響評価準備書の届出の時期が未定となっているため、事業者及び市からの住民説明会等の周知活動につきましては特には行っておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） つまり、6月でも聞きましたけれども、2つあった事業体の1つがまだ進んでいないようだということであったと思います。それでは、担当課により一層の周知徹底を要望しておきたいと思います。

次に、風力発電のメリット・デメリットについてお聞きしたいと思います。

風力発電の建設により一般的なメリットと言われるところでは、有害ガスを排出しないことや地元への経済効果などがあり、デメリットとしては低周波音等による人体への影響や環境破壊などがあるというふうに言われていると思っております。

このメリット・デメリットは風力発電というシステムに対するメリット・デメリット。そして風力発電の建設に資するメリット・デメリットに分けて論じる必要があると思っております。担当課として、その辺りどのように認識をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

風力発電事業につきましては、発電時に二酸化炭素や有害物質を排出しない再生可能エネルギーでありまして、国が目指す2050年の脱炭素社会の実現には、導入の拡大が不可欠とな

っております。そして、ますますの推進が現在図られているところでございます。

まず、風力発電機の特徴からのメリットから答弁いたします。発電コストが低いことにより、経済性を確保できる可能性のあるエネルギー源であること。高効率で電気エネルギーに変換できること。風さえあれば昼夜問わず稼働できると言われております。

デメリットにつきましては、発電量が風速に左右される。風車回転に伴って騒音が発生する。風況や周辺環境への影響を配慮しなければならず、適した場所が限られるなどが言われております。

次に、風力発電を建設することによるメリットを答弁いたします。建設中には期間は限定されますけれども、地元企業の起用による工事発注や原材料の調達、工事関係者の地元雇用及び宿泊や飲食などの地元消費による経済的な効果が考えられます。また、稼働後は設備のメンテナンス業務でありますとか関係道路の管理も必要となると考えられ、雇用の創出も想定されております。

次に、税収入全てが歳入となるわけではございませんけれども、土地・家屋の課税、事業用資産に課税される償却資産に係る固定資産税、事業者が法人格を有し、市内に事務所も構えることとなれば法人市民税の税収が見込まれております。

デメリットにつきましては、まず、工事中や稼働時の騒音等が懸念されております。次に、動植物の生態系への影響、設置場所及び作業道敷設による地形変化や樹木の伐採など、環境への影響が懸念されているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それではここで、税務課長にお聞きいたしたいと思います。

風力発電のメリットとして、固定資産税の増収が挙げられますが、改めまして固定資産税の定義・概念を教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長兼固定資産評価員 西原貴樹君自席）

○税務課長兼固定資産評価員（西原貴樹君） お答えします。

固定資産税とは、毎年1月1日、土地・家屋・償却資産を所有している者が、その固定資産の価格を基に、算定された金額を毎年度納めていただく税金となっております。

これは、市税約40%以上を占め、市民税とともに福祉・救急・ごみ収集等基礎的な行政サービスを提供するため、本市を支える貴重な財源として、重要な役割を果たしております。

今回の風力発電設備に係る固定資産税については、設備の敷地となる土地、建造物としての

家屋、土地家屋以外の事業用に供することができる、機械、器具・備品、建物の附属設備が償却資産として考えられます。

これは、風力発電事業を行うことによって、設置及び建造されるものであり、結果的に償却資産が固定資産税として課税され、税金が見込まれることとなります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） つまり固定資産税とは資産を持っている者は国民の義務として納める税金であるわけですので、風力発電に対して発生する税ではないと、つまり皆さんも資産があれば義務として国民がみんな払う税金であるということですので、この風力発電のメリットとして言われることが少し違うのではないかなと思っております。とは言いながら、固定資産税が増収になることは事実でございます。

昨年9月会議におきまして、岡本議員が固定資産税について質問をされております。そのときの税務課長の答弁は、仮定の話として、1基1億かかるとそういう仮定の上で計算したところ、トータルで積算額は4億7,400万円とのことでありました。この金額が、今ちまたで固定資産税の増収分だとの理解が広がっておりますが、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長兼固定資産評価員 西原貴樹君自席）

○税務課長兼固定資産評価員（西原貴樹君） お答えします。

令和2年9月会議にて答弁しました内容と重複しますが、仮の話として、固定資産税の償却資産の場合、簡単な例としまして、1基当たりの課税標準額を1億円と仮定し、今ノ山に計画のある45基を設置した場合には、固定資産税は1基当たり140万円掛ける45基で計算され、年間6,300万円の税金となり、大規模風力発電施設の耐用年数は17年となっておりますので、17年間のトータルを積算すると、おおよそ4億7,400万円の税金となりますと答弁しましたが、改めて全国的な風力発電設備の例で申しますと、出力3,000キロワットの取得価格が、1基あたり約6億円とお伺いしており、その額に軽減税率を適用し積算すると、固定資産税は1基当たり560万円掛ける45基で計算され、年間2億5,200万円の税金となり、17年間のトータルを積算すると、おおよそ22億円の税金が見込まれることとなります。

ただし、今ノ山へ計画している風力発電設備は、さらに大型の設備を計画していますが、現状では、正確な規模・場所・取得価格・基数・資産内容・計画等の詳細な条件が分からず、今後も計画変更があり得ると聞いておりますので、正確な税金については、現時点では積算することはできません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今課長も言われたとおり、今手続の順番で言えば方法書から準備書へ移るという時期でございます。今後も計画変更があり得るわけですし、この話ししたときに、まあ1基1億円ぐらいという話のときに、200メートルぐらい大きい風車ですので、とても1億円では造れんのではないかなというお話もさせていただいておりましたが、その仮の話です、1基幾らするとかいう話で固定資産税を出しますとその金額がどうしても独り歩きすることになります。当然この固定資産税は地方税ですから、そこが増えるということは国からの交付税算入が減されていくと、それは税務課の話ではなくて企画財政のほうになるのかなとは思いますが、そこで75%ぐらいカットされていきますよというようなことです。

今課長も言われたとおり、現時点では分からないということが正確で正直なことだと思っております。今の課長の答弁ですといたします。課長、ありがとうございます。

それでは、市民課長にお伺いいたします。これ6月にも質問いたしましたけれども、環境影響評価方法書に記されていた計画から設置予定の発電機数が変更になったとお聞きしております。どのように変更になったのか、また変更されたのならばその理由をお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

今ノ山風力合同会社が計画しております設備につきましては、方法書では発電出力1基当たり5,500キロワットの発電機を36基設置する計画となっております。その後、設計や風車メーカーとの協議を進める中で、現地の地形条件を踏まえ、一部で5,500キロワットの発電機が設置困難な状況となったことにより調整が行われ、発電機の小型化と小型化に伴い総発電出力は変更しないことから、設置基増の計画変更が次の準備書ではされる予定と伺っております。

内容につきましては、発電出力1基当たり5,500キロワットの発電機を36基から26基に10基の減と、新たに小型化された1基当たり発電出力4,000キロワット級の発電機を13基設置する計画となっております。トータルでは総発電出力の変更はありませんが、発電機の小型化に伴い設置基数が3基増え、39基を設置する計画と伺っております。

小型化の発電機の機体規模につきましては、現在検討中とのことですが、ブレード、回転翼を含めた最高高さが180メートルから約170メートルに、回転翼、ローターの直径が156メートルですが、これが117メートルから130メートルの間に小型化される予定で

検討中とのことです。

なお、H S E株式会社の計画する設備につきましては、方法書で発電出力1基当たりの4,200キロワットの発電機を9基設置する計画ですが、その後、変更の有無について伺っておりませんので、2社合計で総発電出力の変更はなく、設置基数が3基増の48基となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 発電機の小型化により、基数が3基増えるよう計画が変更になったと、ただ正確な発電機の規模は今のところ未定だという答弁だったと思います。今後もこのように事業計画の変更は想定されるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

計画を進める上で、経済産業省でありますとか林野庁、また建設の近傍地には国土交通省所管のレーダー事務所、局舎がございますので自衛隊でありますとか大阪航空局との協議によるもの、また法令によるもの、そして今回の変更の理由となりました地形条件などによるものも、そういうことから今後も変更の可能性はあると伺っております。

ただ、一番最初に提出されます環境影響評価配慮書がございますが、そこに記載のあります最大設置基数49基以内にするという方針につきましては、これを遵守すると事業者のほうから伺っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） よく分かりました。計画変更もその中であるという答弁だったと思います。すみません、少し時間が押してきましたので、課長に対する質問これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、この今ノ山風力の先の6月会議において、私の質問で、（仮称）今ノ山風力発電事業に係る高知県環境影響評価技術審査会の議事録における不適切と思われる内容について質問をいたしました。ちょっとこの審査会とは、いつやったかという詳しいことは少し触れさせていただきたい、そう思います。

この審査会は令和元年の6月5日水曜日、午前9時30分から11時30分まで高知共済会

館3階にて審査委員11名、事務局として高知県共生課5名、事業予定者2名、それから関係事業者として気象協会から4名、計22名で開催をされたものでございます。

私が非常に問題だと指摘させていただいた議事録の質疑応答の部分ですが、こういう部分がありました。石川議員から、地元の自治体である土佐清水市と三原村の意向はどうだったのかという委員の質問に対して、事業予定者は、両行政ともに説明に伺ったが地域の活性化につながるというように考えていただいております、何とか実現の方向に向けてほしいといった期待感をいただいております、また両議会とも同様の意見をいただいていると答えていると、この部分が非常に私は不適切だということをこの前は指摘をさせていただきました。このことに対して、私は市長に確認したところ、市長はこのように言うております。この議事録の方がどういう考えでこのような発言をしたのかは定かではないが、議事録にあるような発言はしていないとの答弁でありました。

ではなぜ、市長が言ってもいないことが公文書の議事録に書かれ、しかも議会も同様の意見をいただいているとなっているのか、このことは土佐清水市議会議員の私としてはとても看過できることではありませんので、先月の27日に高知県自然共生課に出向き、話を伺ってまいりました。県の担当課がその審査会のテープ起こしをしてくれ、事業予定者の発言の有無を確認してくれました。つまり、この議事録というのは意見を言っているところの要約を書いているものでありますので、確認のためにこの議事録であることを、事業予定者が言ったかどうかということをそのテープ起こしで確認をしてくれました。その結果、議事録の内容の発言をしたことに間違いはないとの結論でございました。そこで、県の担当者は事業予定者に問合せをしてくれました。すると、その事業予定者からメールでの返信がございました。そのときのメールの返信がここにございます。このメールを私は今9月の一般質問で取り上げることを県と事業予定者の了承は得ておりますし、本市の担当課のほうにも県のほうから事前に報告があったことを申し添えまして読み上げさせていただきたいと思っております。

読みます。石川先生からの御質問は行政の意向についてどういうことでした、これは配慮書段階における行政の感触を確認するために御質問ということだったと理解し回答させていただきました。前日の6月4日に土佐清水市、三原村の各行政に配慮書並びに事業計画について説明させていただいております、そのときの両行政の感触をお伝えする意向で、活性化につながることから期待感をいただいているとの表現になりました。また、議会につきましても、蛇足ではございましたが、私は10年以上前から土佐清水市、三原村の首長を含む各行政と両行政の議会の議長に風力発電計画について接触させていただいております、それまでに得てきた感触がございました。加えて、前日に三原村武内議長との面談で村議会、三原村の村議会ですね、三原村の村議会の意向を伺った際に、土佐清水市議会についてもそれとなく確認したところ、三原村

同様に大勢が反対するようなことは聞いていないので進められるのではないかと伺っており、このため議会についても、つまり清水の議会ですね、行政と同様の意見として回答させていただきまして、これは何か議会手続を経て正式な回答により議会が賛成しているとのことではなく、あくまで感触としての回答であり、石川先生をはじめ審査会委員の先生方にも、私の事業者見解としての真意は十分に伝わっているものと受け止めております。万一、誤解が生じているとしたら、再度正確に伝えさせていただく所存でございます。お忙しいところどうぞよろしく申し上げますと、そのような返事でございます。

つまり、清水の議会が進めてくれというような期待感を抱いているというそういった根拠は、三原村の議長が大丈夫やないかえと言うたことを根拠として発言をしたということでございます。このことは、三原村の議長にしたら大変迷惑な話だと思いますし、県や審査会の委員の方々に対しても、風力発電を推進している方々にも大変不誠実であると思います。そして何より、土佐清水市議会に対しての議会軽視であるということ間違いなく思っております。僕ね、この事業にとって一番大切なことは、住民の理解にあると考えております。つまり、民意であります。民意を凶るにはどうするのか、本来ならば物事を決めるのは全部住民投票でやればそれが一番ええんでしょけれども、そういうことは不可能であります。だから、日本は議会制民主主義、間接民主主義をとっております。つまり、民意は一義的に議会にあるわけです。その民意である議会が判断していないことをあたかも決めていくのごとく、自分の都合のいい理論を進めていくことに利用したとすれば許されることではないと思っております。この事業者に僕が今度会うことがあれば、顔を洗って出直していらっしゃいと言いたいと思っております。

いずれにいたしましても、この事案は、議会のことは議会が対応するわけでございますので、今議会中に、議長、議運か全員協議会を開催することを要請しておきたいと思っております。

そこで市長にお聞きいたします。これは、6月会議でも質問をいたしました、自分が言っていないことを公文書に記されて、それを基にして審査会の議論が進んでいったわけでありませう。これは、やっぱり土佐清水市長として訂正を求めるべきではないかと考えますが、お考えを教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず事業者からの見解真意が出ておりますので、これについては、私がおそのような発言はしてないということが証明されたのではないかなというふうに考えております。あくまでもここで書いてるように、事業者の感触というのが前提の発言だというふうに思っております。

6月会議でも報告したように、市の正式な考え方・見解については意見書で提出をして、この審査会のメンバーにも、また、県にも土佐清水市の意見としては正しく伝わっております。先ほども言いましたように、この事業者発言につきましては、県の担当者が真意を確かめて、また、今日は明らかになったわけでありまして。くどいようですが、あくまで事業者の感覚、感触を伝えたものであるというふうに判断をしておりますし、くどいようですが、このことは県や審査会の委員にも十分伝わっていると思っておりますので、これまでも申し上げたように、改めて審議会や発言者に対して事実確認などを行うような考え方はありません。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 僕、多分論点が違うてます。確かに、市長はその後の令和元年11月22日に方法書に対する意見として市長の意見は出ておるわけですよ。だから、市長の意見はこれ以上これ以下でもないということはもう分かっております。片や一方は、その土佐清水の考え方を参考にした審議会での事業予定者の発言であります。それは、市長としたら間違っていることを基にして話し合われている、その議事録の訂正を要求しないというのは大変私は不可解なことだと思っております。

僕は6月議会でも言いましたけれども、市長が推進とか反対とかそういうことを僕は聞いてるわけではありません。県のちゃんとしたこの審査会の中で、事業者が10年間通ってきたそういう信頼関係のある者が、市長が言っていないということを言ってるわけですよ。これは、この意見書提出とは違う次元の話だと私は思います。ただ、市長がそれを訂正をしないというのはそれは市長の勝手と言いますか、考えですのでこれ以上は言いませんが、議会としてはそういうスタンスは取らないであろうというふうに思っております。

それで、少し時間も押してきましたが、今ノ山の風力、どういう手続で進んでいくかというのを簡単にちょっと話をしたいのですが、最初に配慮書というのがあって、次に方法書、それで準備書、評価書とこう進んでいくわけでありまして。現在は、先ほど言われましたように方法書が終わって準備書に進んでいくと、そのたびに市長の意見書が県知事へ出て、県知事がそれを基に経済産業省の大臣に言うわけでありまして。例えば、市長がやめます、議会が反対しますと言っても、それは法的拘束力はありませんので、事業者が法律に基づいて粛々といけば、最終的にはその経済産業省の大臣の判断になるというようなものであります。

ただ、その配慮書、例えば方法書、今2つきてますけど、そのときに市長が先ほど言いましたように意見書を出せます。一番最初、令和元年5月15日、配慮書に対する市長意見書で、その中の意見には特に意見はありません、この一行で終わっております。次の方法書、その意見書は先ほど言いましたように、現在の市長が、民意を大事に慎重に進めてくださいよとい

うような意見書を出していただいております。

じゃあこれは、住民の意思はどこで表すことができるのか、それが、例えば配慮書そういうものが出てきます。それを縦覧することができます。それを見て市民がパブリックコメントをするわけです。ただ、パブリックコメントは皆さんも御存じのように、自分の住所と名前でこういう意見ですということで大変ハードルが高いものです。では、じゃあ民意はどこで諮るかと言えば、やはり議会だと思います。今度、準備書が近々出されると思うんです。その中でまた市長が、恐らく泥谷市長のことだから民意を集めて、それを意見書に反映していただけるものと思っております。なかなかこれ、私も6月会議で言いましたけれども、風力発電の是非を言っているわけではありません。今ノ山に建つこと自体がいかげなもんかと再三申し上げております。それと、やはり先ほど言いましたように、せっかく10年もかけて風力発電のお話をしてきた事業者がこのようなことでは信頼が落ちたのではないかなというふうに思っております。

最後に、少しまた新聞の話に戻りたいと思います。先ほど、高知新聞の西南豪雨の記事を取り上げましたが、20年前の読売新聞の記事について話をさせていただきます。すみません、これも少し読まさせていただきます。

これ読売新聞、20年前の記事ですが、山の荒廃や林道も一因という見出しで西南豪雨についての記事が残っております。県西部の豪雨は、土佐清水市と三原村境にある今ノ山の南斜面を覆った雨雲による短時間の記録的な大雨によるものとされる一方で、大量の倒木や泥の流入の要因については、山の荒廃や林道開発の影響を指摘する声が上がっている。国土交通省によると、6日未明の今ノ山周辺の雨量は午前2時から3時に95ミリ、同3時から4時に40ミリ、4時から5時に50ミリ、5時から6時に60ミリと4時間で225ミリを記録、このため山を水源とする複数の河川のうち、益野川と宗呂川が大氾濫。雨雲は貝ノ川上流にも広がった。県西部で2番目に高い今ノ山周辺は林道が張り巡らされ、大規模林道の工事も50%が開通している。つまりこれは20年前ですので、それで50%です。幡多地域の植生に詳しい県自然観察指導員連絡協議会長は、人工林の山のもろさを指摘。舗装された林道も、雨の流れを加速させたと述べております。

この記事は20年前のものでございますが、今はその当時よりもはるかに林道も増え、舗装道も増えております。今ノ山周辺は20年前よりもはるかに災害のリスクが大きくなっていることは間違いがありません。確かに、この20年で堤防の強化など一定ハード面の整備は進んだと思いますが、災害が起きないように不必要な開発はしないことも立派な防災対策になるのではないかと考えております。しかもこの今ノ山、崩壊土砂流出危険地の今ノ山周辺での大きな開発でございます。次の西南豪雨災害につながることを大変危惧されます。

先ほど少し触れましたが、やっぱり手続がどんどんと進んでおります。民意を拾うのはじゃあどこで拾うのか、1つには、冒頭で言いましたように住民投票という考え方がございます。これ議長も御存じのように、土佐清水市みんなでまちづくり条例というのがございまして、その第18条に、市長は市政に関わる重要な事項については市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるというふうにも記されております。これは市長の御判断であると思いますが、いずれにいたしましても、この事業は民意をやはりくみ取るということが一番大事ではないかと思えます。このことは、最初の西南豪雨が地域力によって死亡者を出さずに済んだということでもあります。今、これから恐らくあそこの今ノ山の風力は適切ではないと思われる市民の方々が署名活動もされているやにお聞きしております。ということは、いずれ土佐清水市議会のほうにも請願が出てきて、そのときはそのときで議会の意思をはっきりと示すときがくると思えます。そういうことで、議員各位もこの今ノ山のことをそれぞれが勉強を重ねられて、適切に判断するときが来るんだろうなとは思っております。

それともう一つ、すみません、本日この質問をするに当たりまして、土佐清水市市内の有識者の方からお電話を土曜日にいただきました。その方が言うには、大変飲料水の水源であるので、市民の命の源である飲料水が風力発電によるとは言いませんが、西南豪雨のようなことが起きたらかなり心配ですよというような詳しいお話も聞かせていただきましたが、今議会ではなかなか時間の都合、それを言うことはできませんけれども、市民の方はやっぱり不安に思っている方が多いと思えます。つまり、もうこの西南豪雨、これを忘れてはならないと思っております。例えば、次この西南豪雨のようなことが開発が災害の原因の一因となれば、それは天災ではなくて人災であります。そのことを指摘をさせていただきます、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。

通告に従いまして4点の質問をいたします。最近ちょっと時間切れが多くなりましたので、何とか時間内に質問が終わるように頑張ってみますのでよろしく願いいたします。

まず1つ目は、教育に関わる質問です。

新しく岡崎教育長が就任をされました。まずは、岡崎教育長の就任を心から歓迎申し上げたいというふうに思います。また、中学校退職後には御自身の生活設計もきっとおありだったでしょうから、併せて御苦労様ですと御慰労を申し上げたいというふうに思います。

さて、岡崎教育長には就任後初の議会ということになりますので、教育行政を進めるに当たっての方針や抱負についてお伺いをさせていただきたいと思います。教育長としての思いを自由にお話ししていただければと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

教育行政方針について、御質問くださり本当にありがとうございます。

主に抱負ということですので、これまで教員の中で培われてきたもの、また姿勢等述べていただきたいと思います。私は、28年間清水中学校で勤務をさせていただいてもらいました。その中で、教師としても人間としても清水で育てていただいたというふうに思っております。清水を愛し、清水に貢献したいという思いがずっとあり、これまで持ち続けてきた思いです。一人一人の子供たちの可能性を引き出し伸ばすこと、最大限に伸ばしてやること、誰一人取り残さない学びの実現に力を入れて取り組んできました。しかし、可能性を最大限に引き出し伸ばすことというのは、私の教育に対する強い思いとかだけでは達成しないなというも感じていたのは事実ですし、気づいてきたところです。様々なことを自ら課題を持って、深く考え、判断し、表現できる素直な生徒、主体性のある生徒を育てることが部活動も強くなる、学力もついてくるというふうな思いに変わってきました。清水の子に全国標準の力をつけるということに目を向けたときに、根拠になるのは、学力については学習指導要領の内容を十分理解し指導することでありましたし、部活動においては全国の強豪校に出稽古に行って、全国標準の力につながるというふうにも思いも変わってきました。取り組んできて、目標も達成してきたというふうに思っております。

その中で、いろいろな方々の話を聞くと、こうではないといけないとか、こうあるべきだとかそういう思いは徐々に少なくなってきた、常に学び、助言や指導は前向きに捉えて、変化する姿勢を意識するようになったんじゃないかなというふうに思っています。管理職として19年勤務しましたが、自分の考えにこだわるだけではなく、できるだけ多くの人とコミュニケーションを取り、意見や思いを聞いて、今一番しなければいけないことは何なのかということを考えながらやってきましたので、教育行政の重責を全うするに当たっても、同じような姿勢で行いたいというふうに考えています。多くの人から学び、誠実に丁寧に取り組みたいと

考えています。

本市の教育課題もたくさんありますので、土佐清水市教育振興基本計画Ⅲに現状と課題を分析し、課題を改善するための取組を明記しております。この計画については、進捗状況を確認しながら推進することで教育の魅力化になり、清水の未来を創ることになると考えています。

学校、保護者、地域の皆さんの思いや考えが教育の場に集まり、市内全域で安心して子育てや子供たちの見守り、成長への支援ができるようにしていくこと、地域の人材を育て文化を守り、地域づくりにつなげていくことが教育行政としての価値のあるものだと考えています。教育の魅力化で清水の未来を創ること、多くの皆さんに教育に関心を持っていただき「教育の里、土佐清水市」と言える、全国にも誇れるような教育行政をつくっていききたいというふうに思っています。今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 教育長ありがとうございました。誰一人取り残さない教育、子供の主体性を大事にしたいというお話と、それから教育そのものは地域全体で取り組むと、その姿勢を大事にしたいというお話をしていただきました。清水の子供たちと教育への熱い思いを本当に感じました。ぜひその方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

今、教育長のお話の中にもありましたけれども、これまで学校現場では様々な問題が指摘をされてきました。しかしなかなか解決に至らないという課題も多く残されているわけですが、中でも教職員の多忙化の問題ですよね。それから、先ほど教育長触れましたけれども、学力保障、それから生活指導等の問題、それから今コロナの対策が加わりまして、学校現場本当に大変厳しい状況にあるというふうに思います。そのような困難な中ですが、岡崎教育長には今お話をしていただきました教育に対する思いや願いを生かしていただき、先生と子供が生き生きと学び、そして教えることができるその教育条件の整備にぜひ御尽力いただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、手話言語条例についての質問です。

先の6月会議で私は、市役所の障害者雇用の問題について質問をさせていただきましたけれども、聴覚障害の職員の退職について、市長から手話言語条例制定などの取組を進めていただけない残念だという答弁がありました。そこで、市が進めているというこの手話言語条例の取組について、若干お尋ねをしたいと思います。

まず、福祉事務所長にお尋ねをいたします。本市の手話言語条例は、昨年6月会議で成立をしました。条例の第4条市の責務と第7条施策の推進の項には、市が推進すべき施策として、

もう簡単にまとめますと、1、手話への理解と普及、2、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大、3、災害時における手話による情報の提供や支援、4、市長が必要と認める事項の4つが定められております。手話言語条例施行から1年以上たちましたが、現在どのような取組が行われているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

手話言語条例は、昨年度令和2年6月に理念条例として制定、同年7月1日から施行されております。手話は言語であるという基本理念に対する理解の促進と、手話の普及しやすい環境の整備を促進するために5か年計画を立てて取組をしているところです。

心のバリアフリー推進事業として、NPO法人ふくしねっとC o C oてらすに委託をし、1年目の昨年度は、本市に登録をされている手話奉仕員の方々を対象に、9月から11月に8回、手話通訳者によるフォローアップ研修を開催いたしました。14人の奉仕員と、最終回には一般の方7人も参加していただきました。

今年度は、さらなるレベルアップ研修を10月から8回開催する予定で計画をしております。レベルアップ研修とはなっておりますが、一般の方にも参加していただけるよう、広報とさしみず及びホームページでも周知いたします。見学もできますのでぜひたくさんの方に体験をしていただきたいと思います。

また、行政職員として手話の必要性を理解するため、職員研修の一環としての研修も実施予定であります。来年度は民間事業所での勉強会や、行政職員研修も複数の開催をするよう、また、全国手話言語市区長会の助成事業の活用も検討をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 取組としましては、C o C oてらすに委託をして、心のバリアフリー推進事業5か年計画、こういった取組をしているということで、手話教室の開催、手話奉仕員へのフォローアップの取組、それから職員研修ということですね。この5か年計画の今年が2年目に当たるというようなお話だったと思います。

続けて福祉事務所長にお尋ねをします。本市には、聴覚障害の手帳を所持している方が70名ほどおられるというふう聞いてますけれども、その皆さんが市役所の窓口に来られたときにはどのような形で意思疎通をしているのか、筆談なのか、手話なのか、読話なのかお伺いをします。またその際に、問題や課題があれば合わせてそれもお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

窓口職員は基本的に筆談や身ぶり、今はコロナ禍で難しいですけど口話などで住民との意思疎通を図っております。現在、手話奉仕員として登録している職員が4人、登録はしていませんけれども手話が分かる職員も数人おりますので、対応をお願いしたこともございます。課題といたしましては、手話のできる職員の養成はもとより、住民の方が不安なく窓口に来ていただけるように、職員一人一人が努めていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） よく分かりました。この条例の目的は、手話が利用できる環境を整備するということだろうというふうに思います。

副市長にお尋ねをします。本市の聴覚障害者の方の要望に対応する窓口の環境整備として、今福祉事務所長にお話しいただきましたけれども、手話のできる職員で対応しているということですけども、常時対応できるような形の配置はできないかということをお願いしたい。条例の趣旨からいっても、なかなか手話のニーズが少ないのかもしれませんが、けれども、窓口の手話のできる職員を構えて、いつでも対応できるようにするという事は条例上必要だろうと思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

ただお断りをしておかなければなりません。私、この通告書の中に手話通訳者の配置というふう書き入れて要望を出したんですけども、所長との打合せのときに、これなかなか制度上も難しいですよということでしたので、ただ私の意図するところは、本意は、窓口で手話のできる方、この方を配置するよということでしたので、手話のできる職員を構えていつも対応できるようにしておくことはできないかということ質問をさせてもらいたいと思います。ただし、全ての窓口で手話のできる職員の配置は実際問題難しいと思いますので、先の6月会議で副市長から、必要になれば配置したいという答弁もありました、障害者職業生活相談員、これは5名以上の障害者が働く事業所、自治体もそうですけれども、障害者雇用促進法により配置が義務づけられている障害者の相談支援役と、自治体のそういう役割があるんですけども、この障害者職業生活相談員を配置をして、手話担当に位置づけてというふうに考えるわけですけども、副市長のこの点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先の6月会議の前田議員の答弁で、議員御案内のように5名以上の障害者を雇用した場合は、障害者職業生活相談員の確保に努めるという答弁をいたしました。が、本市の場合は現在そのような状態ではございませんけれど、来年度以降、障害者職業生活相談員の配置は考えております。

御質問の障害者生活相談員として手話通訳者を配置することのことですが、議員も御承知のとおり、障害者職業生活相談員の業務は雇用している障害者が障害がある職員から障害に応じた施設整備の改善などの作業環境の整備、労働条件、職場の人間関係などの職場生活、職場適用の向上、余暇活動などの相談を受け、相談者に指導することが業務となっております。障害者職業生活相談員はこのような様々な障害のある方への対応が必要なもので、特定の障害に特化した手話通訳者等を配置することは困難と考えております。ただ、相談者が相談する場合にコミュニケーションに問題がある場合などは、その都度手話通訳者などを配置して適宜対応したいと考えております。

また、福祉職場等の窓口業務への手話通訳者の配置につきましては、現在特に障害者から手話通訳者の配置要望がきているわけではございませんが、先ほど福祉事務所長から答弁がありましたように、現在雇用している職員の中に手話奉仕員として登録している職員が4名、ほかに手話が分かる職員が数名いるので、来庁した市民から手話の要望があった場合にはすぐ対応できるよう庁内体制を整備していきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 窓口で手話が必要な場合に、手話のできる方が即対応できるという条件整備ができていれば、私はそれで結構だというふうに思います。整備したいということですから、それでぜひお願いをしたいと思います。

それから、この障害者職業生活相談員については、清水は今雇用数が4名ですかね。来年度に向けてこれを設置したいというお話でしたので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。ただ、副市長、相談員についてその手話の対応とは別だと言いましたけれども、これは市役所の職場の職員の中の任務分掌の問題ですからね、何も相談員が手話担当で対応しても構わないわけですよ。けど、その必要もないと、窓口で手話ができる方がいるということであれば、それはそれで独立してそれぞれがやっていただければというふうに思います。窓口での手話対応ができる方、それからこの障害者職業生活相談員について、これをぜひ配置をお願いしたいと思います。

6月会議の質問で、年内には障害者活躍推進計画を策定するというようなことを答弁されま

した。これに関わるとは思いますけれども、この相談員を配置して庁内の障害者の相談と支援、それから窓口対応は窓口の対応ができれば市役所の内と外のバリアフリーを前進させる大きな力になるというふうに思います。ちなみに、今年6月と今回高知労働局でちょっとこの相談員に関わる問合せをさせてもらったんですけど、この相談員の資格要件というのがあって、労働局が認定講習をするようですね。これを、当初6月2日に予定していたけれどもコロナでちょっと延期になったと、それで秋口にするという話でした。この間問い合わせてみますと、11月の24日、25日にそれを予定しているということでした。2日間です。その時間数もちょうとこれ2日間長いのかなと思えば、そうじゃなくて大体6時間から6時間30分程度という話でありました。清水のほうにも御案内をしたいということでありましたので、ぜひ職員が参加できる体制を取って、早急にこの相談員を配置できるという形にしていきたいと思えます。

それでは市長にお尋ねをします。テレビなんか見てましたら、政府機関や大きな自治体などの会見などでは既に手話通訳が当たり前になっておりますけれども、この手話言語条例を制定した中・小の自治体の中にも、この手話通訳者を積極的に活用しているというところがあります。例えば、手話通訳者を本会議に常駐させている福山市議会、これ数年前の話のようですけども、それから本庁と支所をウェブカメラでつなぎ遠隔手話通訳を行っている、これは山口県の宇部市などの例があるというふうに聞いています。これらの自治体のように、条例制定後に外に変化が見える取組を進めて、結局これ障害理解につなげる取組だと思えるんですけども、こういった自治体があるわけですけども、こういった取組について市長の御所見、御感想をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年の6月会議で、この手話言語条例を御承認いただきました。本当にありがとうございます。心のバリアフリー推進事業の手話の裾野を広げる5か年計画を軸に、取組を始めているところであります。基本は、手話の裾野を広げる市民の学習意欲の継続、手話言語啓発周知を基本としておるところであります。2017年6月に全国手話言語市区長会に入会をし、全国の市長区長の皆さんと活動をしてきてまいっております。今、299の市と16の区長の方が加入しているところでありますが、御紹介いただきました福山市、福山市こころをつなぐ手話言語条例、宇部市では、宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例、こういった題名は違っておりますが、いずれも手話は言語であるという基本理念の下に、障害のあるなしにかかわらず住みよいまちづくりを目指し取組をされているところであります。

本市におきましても、これら先進地の市の事例などを参考に、まずできるものから実施をしたいと思っておりますし、先ほど言いました5か年計画の終了する令和6年度末には、日常会話程度の手話が分かる市民、事業所従業員が増え、手話を使って安心して暮らすことができる環境が構築されるよう、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

手話言語条例ができて、すぐにできる取組ということになりますと、今取り組んでいる職員の障害理解、そして手話のスキルアップ、それで窓口業務の改善ということになるのかもしれませんが。それらの取組は、災害時の情報伝達や避難所の運営ということにもつながっていくと思います。人権理解というのはなかなか一足飛びにはいかないと思いますので、息の長い取組をしつつ、また先の窓口対応をはじめ具体的に変化の見える取組もぜひ進めていくということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

3つ目は、防災・減災対策に関わる質問であります。

近年、世界各地で大規模な自然災害、熱波・高温、豪雨・洪水などこういった自然災害が頻発しております。この背景には、地球温暖化による気候変動があるということは、ほぼ国際的な共通認識となっています。日本でも暖冬と猛暑、集中豪雨による洪水や水害が常態化しまして、今や日本全国どこでも大きな被害をもたらす自然災害の発生の危険性が高まっているというふうに言えると思います。

そんな中でこの3月に危機管理課から、これですけれども、本市全世帯にこの土砂災害ハザードマップが配布をされました。土砂災害が頻発する中で非常にタイムリーな取組だというふうに思います。これに目を通してみますと、本市では人家のある地区のほとんどがこの土砂災害の危険区域にあるよということが読み取れて大変驚いたんですけれども、危機管理課長にお尋ねします。この土砂災害ハザードマップから見える、そういった本市の現状について簡単に御説明をいただければと思います。あわせて、このハザードマップ重要な内容だと思しますので、今後の市民への周知についてお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土砂災害防止法では、都道府県知事が土砂災害警戒区域を指定し、情報伝達や警戒避難体制の整備、住民への周知を市町村長が行うこととなっています。

土佐清水市土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づき作成したもので、近年多発

する集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、土砂災害が発生した場合に、被害が及ぶおそれのある区域を示し、土砂災害が予想され、また発生した場合に、市民の皆様が避難などの適切な行動を取ることができるようにと、本年3月に市内に全戸配布いたしました。

ハザードマップを見てみますと、本市は、山林が多く平坦な土地が少ないため、住居のある場所は、市街地など一部を除きほとんどが土砂災害警戒区域となっています。これは大雨等の際に、市内全域で、土砂災害発生のおそれがあり、いかに逃げるのが大切かを普段から考えておく必要があることを表しているのではないかと思います。

配布した土佐清水市土砂災害ハザードマップには、警戒区域のみならず、指定避難場所や避難行動の心得、土砂災害についての説明など、土砂災害から身を守る様々な情報を掲載しています。この冊子を通して家庭や地域でいざという時の行動を話し合っていたいただきたいというふうに思います。危機管理課からも広報等を通じていま一度周知を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。市民の皆さんがこの土砂災害から命を守るために、我が家の危険度とそれから避難方法を熟知しておくことはとても大事なことだと思います。配布だけにとどまらず、活用できるようにこのハザードマップの周知徹底をぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

ところで、この土砂災害ハザードマップですけれども、これは先ほど課長の答弁にもありましたが、人家のある地区を対象にしたマップということなんですけれども、県や四国森林管理局の防災サイトを見ますと、人の住んでいない場所、例えば山や川の上流部、ここを対象にした土砂災害危険箇所が公表をされています。それを見ますと、本市では今ノ山の山頂・山腹の大半が先ほどの吉村議員の質問の中にもありましたけれども、崩壊土砂危険地区に指定をされているということが分かります。

所管の県林道課振興環境部治山林道課、ここが担当のようですけれども、ここに問い合わせてみますと、この崩壊土砂危険地区というのは大雨により崩壊の危険性が高い区域、一言で言えば土砂崩れの危険区域ということで、清水ではもう先ほども話ありましたけれども、20年前の西南豪雨の被害を基に区域を指定しているということでした。とりわけ西南豪雨で大きな被害を受けた宗呂川の支流にあたる岩井谷川、出合から右へ上がっていくところですね、それから宇都野川、宗呂上と小浜の間の川ですね、あの上流区域というのは広範囲にわたって危険地区に指定をされておりまして、県や国も西南豪雨並みの災害を想定して危険地区に指定したということがよく分かります。

先の吉村議員の質問にもありましたように、今、今ノ山には2社が併存する形で風力発電の建設計画が進められております。社名が若干変わって、基数も変わったということですが、当初は200メートルと言っていましたよね、超大型風力発電施設の建設が予定をされておるといことです。これまで行われました事業者の住民説明会、市民課長の報告では今区長のほうに説明回っているということですが、住民説明会でも、また市民団体の皆さんが開催した学習会、私たち共産党も2回ほど学習会を開いたんですけども、この参加者からこの建設計画への懸念や心配の声、例えば動植物などの自然環境への影響、騒音・低周波音、土砂災害など生活環境への影響が参加者から必ず上げられまして、とりわけ土砂災害を心配する声が多く聞かれました。風力発電施設が建つ山頂部も、また機材や羽根、これも巨大ですよ、その搬入路が造成される山腹の斜面も今言いました土砂崩れの危険区域に指定をされているわけですから、この広範囲にわたる森林伐採、それから土壌の掘削によって土砂災害の危険性がさらに高まるということは容易に想像できるころだと思います。

そこで市長にお尋ねをしたいと思います。市長はこの今ノ山周辺が崩壊土砂危険地区に指定をされているということは十分御承知のことだと思います。今私が説明した内容に間違いがありましたら訂正していただいて結構ですが、市長はこの危険区域に指定をされているということは通告もしていますから十分承知してると思うんですけども、この建設計画を知った市民の皆さんの誰もがこの土砂災害を心配しているんですけども、しかし皆さんは、私もそうでしたけれども、実際そういう地区に指定されているということを私市民団体のチラシを見て、その上で県のホームページ、それから四国森林管理局のホームページを見て初めて知りました。今ノ山周辺がこの土砂崩れの危険区域に指定されているということについては、市民の皆さんまだあまり承知してないんじゃないかというふうに思います。集中豪雨により、今ノ山周辺のこの指定をされた危険地区で土砂崩れが起きれば、下流では西南豪雨並みの大災害になるという可能性があるわけですから、先のこの土砂災害ハザードマップの周知と同じように、これは人家のあるところですよ、人家のない今ノ山周辺のこの土砂崩れの危険地区の指定を市民に周知する必要があるのではないかと私は思うんですけども、市長の御所見をお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今ノ山周辺の崩壊土砂流出危険地区、これにつきましては、高知県治山林道課が山地災害危険地区として指定を行い、高知県のホームページで公表周知を行っているものであります。

市といたしましては、高知県が指定しているものでありますが、山林が87%も占める市の

状況の中で今ノ山に限らずこのような危険地区については周知をしまいたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今ちょっと聞こえなかったんですが、周知していきたいということですか。そうですか。ぜひお願いをいたします。今、たまたま風力発電の建設計画がなされていますので、なかなか物申しにくいところがあるのかなというふうに思ったんですけども、風力発電の建設計画があろうがなかろうが、今ノ山周辺というのは非常に土砂崩れの危険地区に指定をされていると、危険なところだという事実がありますので、それを市民に知らせることは大事なことだというふうに思います。住民の命と暮らしを守る自治体の首長として当然の仕事だというふうに思います。市長は周知したいというふうに答弁されましたので、ぜひこの土砂災害ハザードマップ、人家のあるところと同時に人家のない山、宗呂川等の上流部に当たる今ノ山周辺が危険地区に指定をされているということを周知するようよろしくお願いをいたします。

次に盛土の質問です。

7月の集中豪雨によりまして、静岡県の熱海市で大規模な土石流が発生をしまして、被害住宅約130棟、死亡・行方不明者30名弱の大惨事となりました。この土石流の発生の原因として、造成業者が届出をはるかに上回る盛土をしていたことや、排水機能も整備していなかったことが指摘をされています。

新聞報道によりますと、国交省は新潟中越地震、東日本大震災もその後もあったんですけども、そういった地震などを契機に大規模盛土造成地3,000平米以上の調査を既に行っているようでして、全国で5万950か所、高知県では21市町村で532か所の大規模盛土が確認をされているということでもあります。

まちづくり対策課長にお尋ねをします。この国交省の調査では本市で大規模盛土造成地が23か所確認をされているということのようですけども、この盛土の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

新潟県中越地震や東日本大震災の大地震時において、大規模盛土造成地の一部が崩れたり、流されたりする地滑りが発生したことから、防災意識の向上と災害防止・軽減に向けて全国的に大規模盛土造成地の調査が進められています。大規模盛土造成地とは、宅地を造成する際に、

谷や沢を埋めた造成地または傾斜地の上に盛土した造成地のうち大規模なものがあり、2種類あります。

谷埋め型大規模盛土造成地は盛土の面積が3,000平方メートル以上の造成した箇所、そして腹付け型大規模盛土造成地は盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上の箇所であります。

土佐清水市内の大規模盛土造成地については、平成28年度に高知県が第1次スクリーニング調査を行い、県内の大規模盛土造成地マップが作成されており、高知県のホームページで確認できます。

三崎地区には谷埋め型2か所、グリーンハイツには谷埋め型が7か所、腹付け型が2か所、緑ヶ丘には谷埋め型が1か所、腹付け型が3か所、清水第三土地区画整理地及び総合公園には、谷埋め型が5か所、腹付け型が3か所あり、土佐清水市全体では谷埋め型が15か所、腹付け型が8か所あります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。高知県の、先ほど課長言いましたホームページ見てみますと、本市の大規模盛土造成地23か所が地図に表示されておりますけれども、本市が先ほど話ありました三崎、緑ヶ丘、グリーンハイツ、今の清水ヶ丘などの宅地造成で主に谷埋め盛土が行われているということでありました。ただ、この新聞報道によりますと、この調査は、先ほど言いましたように地震に備えるもので豪雨を想定したものではありません。ですから、豪雨に対する本市の盛土の安全性というのは分からないんですよ。これは不安ですよ。国は熱海市の土石流被害を受けて、3,000平米未満の宅地用造成地や農地整備など他の目的で盛土した土地の実態調査を行うということにしたようですが、まちづくり対策課長にお尋ねします。本市での盛土に関する調査、これは地震対策用なんですけれども、豪雨に対する調査や安全対策はどのように進められることになっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、高知県による第1次スクリーニング調査の結果を踏まえ、土佐清水市では第2次スクリーニング計画として、造成年代調査・現地踏査・優先度調査を行い、どの盛土から調査を行うべきか計画の作成を行いたいと考えております。計画作成後は、それ

に基づいて地盤調査が必要な箇所があれば、計画作成の翌年度に優先度の高い箇所から実施をしたいと考えております。

地盤調査後、危険な宅地がある場合には、対策工事が必要になる可能性もありますので、計画作成から地盤調査、優先度調査を慎重に行いたいと考えております。着手に当たっては、事業の規模や事業費の精査を十分に行い、国の補助事業の活用も視野に入れ計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私、大体新聞の報道で今お話をさせてもらっているんですけども、先ほど言いましたように地震対策の盛土調査は今指示が下りてきて一定できてるんですよね。安全対策は分かりません。ただ、豪雨に対する盛土の調査、それから対応、これは熱海のその災害があつてから新たに国のほうから指示がきてるというふうに私は聞いています。今のお話ではちょっとその区別が分からないんですけども、もう時間もありませんので、これまでの地震対応の調査とそれから熱海土石流以降の豪雨対応の調査の私二つが並行して今行われてるのかなというふうに思うんですけども、これはなかなか市独自では進みませんので、時間もかかると思います。ぜひ盛土に関わる部分については、とりわけ豪雨に関わる部分、豪雨対策について調査と安全対策の取組を県や国のほうへ市のほうからも要請をぜひしていただきたいというふうに思います。答弁は構いません。

次に治水対策についてお尋ねします。

この7月中旬の集中豪雨で、今回も下ノ加江川をあふれた水が下ノ加江の長野地区の田畑に流れ込みました。農林水産課長にお尋ねします。下ノ加江の長野地区は、大雨が降ると決まっ
て川の水が堤防を越えて田畑が被害を受けています。農家の方の話では、越水の原因になっているのは小方の固定堰で、せき止められてたまった水が堤防を越えているということでした。私も現場を見せてもらいました。確かにそこから入ってます。そこでこの固定堰を、益野川や宗呂川に設置されているゴム製、というか鉄製の可動堰に変えることはできないのかという相談があつたわけですけども、この可動堰についてはメリットやデメリット、それから建設費用と地元負担の問題など様々な課題があるとも聞いております。事前に農林係長ともお話をしましたけれども、この可動堰についての農林水産課長の御所見をお伺いしておきたいと思
います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

この可動堰のまずメリット・デメリットについてですが、これはメリットとしまして主なところで、予想外の出水時に堰のゲートが自動的に倒れるということで、水を迅速に流下させることが最大のメリットと考えております。また、耕作地に水を取るためのゲートの起伏操作や、これが容易にできること、一方でデメリットとしまして、機械ものでございますので点検や整備・修理や部品交換を適時に行わなければいけません。また、堆砂によりゲートが起伏できなくなることがありますので、重機などによる排除作業が必要になります。

可動堰は、半永久的に使用可能な固定堰に対して、耐用年数が短く、対策を講じなければやがて使用不可能になることが考えられます。

次に設置費用と地元負担であります。河川の改修工事は、県または市が実施する場合があります。平成13年の西南豪雨災害では、県が河川の健全化を図るなど総合的に勘案した上で、幾つかの固定堰を可動堰にしましたが、この際の地元分担金、受益者の費用負担は生じておりません。

一方で、市が受益者や地区の要望を受けて可動堰を設置する場合は、土佐清水市分担金徴収条例に基づき受益者に事業費の10%を負担していただくこととなります。参考までに、現在、宿毛市で河川幅が13メートルの固定堰、鋼製の可動堰を施工しておりますが、事業費が4億5,000万円程度かかっていると伺っております。仮に本市で実施した場合、4,500万円を受益者に分担していただくこととなります。

次に、設置に向けた手続ですが、河川改修であれば河川管理者が、例えば県や市が受益者の意見を聞き、同意を取り付けるなどして進めていくことになろうかと思っておりますし、受益者や地区の要望を受けて市が設置する場合であれば、地元負担の確約や周辺地区の御意見などを確認した上で進めていくことになろうかと思っております。また、この際には、河川法などの国や県の許認可や事務手続も必要になってきます。

最後に、堰の完成後の管理ですが、県が設置した施設は市に移管され、また市が設置した場合も、市は随時対応できるように慣行水利権を持つ団体に施設の使用を許可することになっております。その団体には、日常的な維持管理、取水する際の操作や点検・修繕などをしていただくことになり、この際に生じる費用の負担もその団体をお願いすることになります。また、異常気象により施設の機能に支障を来す相当規模の被災を受けた場合は、市が災害復旧事業にて復旧することとしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 大変よく分かりました。なかなかこの可動堰は要望で造る場合は大変な費用がいるなど、10%で、一例として宿毛市の例を出しましたが、4,500万円地元負担ということになるわけですね。なかなか大変だなと思います。

この可動堰の設置につきましては、基本的には先ほど課長の答弁にもありましたけれども、農業用水を利用する農家の皆さんの協議で決められていくということのようです。また、農家の方から問合せなどありましたら、ぜひ農林水産課のほうから情報提供していただいて、農家の方たちが十分に考えられる状況をつくっていただきたいというふうに思います。

ところでこの相談の後、私、益野川と宗呂川の可動堰を管理している何人かの方からお話を聞くことができました。ゴム製の可動堰は、先ほどお話にありました増水すると水圧を感知して自動的にしぼむんだそうですけれども、ところがこのゴムの上に土砂がたまって、膨らませる前にその土砂を除去することが大変な仕事で困っているという声がありました。その可動堰は土砂がたまる量が多くて、場所によって違うようですね、手作業で取り除くことができず業者に頼んでいるそうですけれども、1回につき2万円から3万円かかって年に三、四回依頼するというので、管理費も底をついてきたというお話でした。可動堰の管理は、先ほどお話があったように地区や水利組合が行っていて、可動堰設置当初に、今の可動堰ですね、県から一括して支給をされた管理費で賄うことになっているということのようです。

市長にお尋ねをします。土砂がたまりやすい場所に設置された可動堰は、今お話しましたように日常の管理も大変で、財政的にもなかなか厳しい状況にあるということのようです。この可動堰の管理に対して市として何らかの支援、県への要請も含めてできないものかどうか御所見をお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 現在市にある可動堰の維持管理については、先ほど議員からも説明がありましたが、施設の移管時のときに高知県から交付された補償費により、これまで賄われてきたというふうに聞いておるところです。ただ、移管を受けてから経過をしますと、やっぱり老朽化に伴うそういった修繕費もかかる。また、施設を管理する上で費用負担に困っているという場合もあると思いますので、その場合においては、市の支援策として小規模基盤整備事業、こういう事業もありますのでぜひ御活用いただきたいと思います。

また、大規模な改修、修繕等については、個別に検討させていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） なかなか水利組合や地区に任せというのは大変ですので、今お話を

聞きますと小規模事業ですか、それで対応できるという話ですので、そういったことで何とか対応していただければ、光がちょっと見えたような気もいたします。

この堰など農業用水に関わる施設の問題というのは、先ほどの話にもありましたけれども、河川を管理する県との調整も必要になるかと思えます。しかしながら、本市の農業、それから農家を支える大事な施設ですので、何としてもいろんな形で市としても支援の道を探っていただきたいというふうに思います。

初めに触れましたけれども、地球規模の気候変動により大規模災害が起こる可能性が高まっています。この災害を未然に防ぎ命を守る防災・減災の取組とともに、また災害後の暮らしを守り、なりわいを守るアフターケアの取組も重要になると思います。災害から命と暮らしを守ることにより市役所を挙げて引き続き取り組んでいただきますようお願いをしまして、最後の質問に行きます。

最後は、人権行政に関わって、3月会議の市長答弁についてお尋ねをしたいと思います。

3月会議の一般質問で部落の現状をどう見るのか、部落問題の現状をどう見るかという私の質問に対して、市長は、差別意識や偏見、部落差別が依然として残っているとの認識を示しました。その事例としまして、ネット上での地名リスト、これは以前の部落地名総鑑のことで、市長は部落地名一覧と表現されましたけれども、これが掲載されていることを挙げました。そこで市長にもう一度確認をしたいのですが、このネット上で旧同和地区名を掲載・公開することの何が問題なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 部落地名総鑑、これは同和地区あるいは被差別部落の地名を一覧化した文書、書籍であります。1975年11月にこれらの書籍が販売された当時200社を超える大手企業や個人が購入し、職員採用で被差別部落出身者を排除したり、結婚や就職時の身元調査に悪用されるなど部落差別を助長する極めて悪質な差別図書とされたところです。

その後も、2016年、平成28年に神奈川県のある出版社がこの部落地名総鑑の原典を利用して、全国地名総鑑の原典復刻版を発行・販売しようと、インターネットで予約購入を呼びかける事案が発生しておりますが、部落地名総鑑の販売行為や、インターネット等での公開により、これらの情報が悪用され、結婚相手の身元調査や不動産取引における土地差別調査、行政等への同和地区問合せといった事例が発生するなどの部落差別も見られました。こういった行為は、差別意識の助長・拡散を目的として行われているものであり悪質な人権侵害であり、許しがたい行為であると思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) もう大分時間がなくなりましたけれども、ネット上に掲載されたこれらの情報が身元調査、土地調査などに悪用される事件も起こっているということですね。これが問題だということですね。このネット上に地名リストを載せている、私もこれネットで見ましたけれども、その人物の意図が分かりませんので、それが差別意識や部落差別の根拠になるかどうかちょっと私は疑問だと思いますけれども、ただ今は存在しない旧同和地区をあえて掲載し公開する必要もないし、市長答弁のように悪用の可能性があるとするれば、公開をすべきでないというふうに私も考えます。

そこで市長にお尋ねをします。旧同和地区を公開することが、情報の悪用、部落差別につながる可能性があり、それが問題だということであるならば、市が主体となって今もなお旧同和地区を中心に行っておりますフィールドワークや解放子ども会などの取組も旧同和地区を公開する情報となって悪用する可能性があることになるのではないかと思います、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 解放子ども会やフィールドワーク、これらの活動につきましては、今も残る同和問題について正しく理解し、みんなでその解決に向け取り組み、全ての人権が尊重される社会の実現を目指すものであります。

これらの活動では、学習を通じて、同和地区の歴史や実態に触れることとなりますが、部落差別の現実気づき、同和問題について正しく理解した上で、その解決に取り組もうとするもので、部落地名総鑑のネット公開のように、差別を助長したり、拡散させることを目的とするものでは一切ありません。

地名総鑑のネット公開のような悪質な差別の助長・拡散しようとする行為と、差別をなくそうと解放子ども会やフィールドワークの取組のように同和問題について学ぶ行為とは、私は根本的に違うものでありまして、地区名や所在地などの情報公開は、その目的が差別に異議を唱え、差別をなくそうとする内容なのか、それとも差別を肯定、加担、助長するものであるか、そこで判断すべきであると思っております。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) ちょっと時間がなくなりましたので、もう後までいきませんが、一般行政に移行して今20年ほどたちました。行政上の地区内外の線引きもなくなり、今は存在しない旧同和地区名を公表することは、繰り返しますけれども意味のないこと必要のな

いことです。これ民間が行おうが公が行おうが、そこは私は違いがないというふうに思うんですけれども、またこの点については機会があればお話をさせていただきたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時10分まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会の弘田条でございます。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問に入る前に、6月会議以降のことで少し報告をさせていただきたいと思ひますが、多くの方には伝えておりますが、7月18日の日曜日に午前9時22分でしたけども、斧積に大きな雷が落ちまして、ばしんと言うたそうなんですけども、停電が10件、それから街路灯、市の分も含めまして6灯、そして雷のショックで夜しかついたらいかんのに昼もつきだしたのが7灯ありまして、それから区長場から放送設備のアンプも雷が入って使えなくなりました。それから、個人の家ではテレビが10台、それから崖崩れとか河川の市道の道がえぐれた箇所も含めまして4件ありまして、斧積はすごい被害もありました。私の家も電話も壊れましてすごい雷だったと思ひますが、人的被害はありませんでしたけども、やはり本当にすごい対応があったんですけども、やっぱり雷についても油断することなく、まあごろごろごろ鳴りよったら電源を抜くとかテレビのアンテナももし外せたら外したりとかする予防をしちよったほうがいいのかなというふうにおもひました。併せて保険にも入っちゃったらいいのかなというふうにおもひました。以上が報告でございます。

今回、2点質問をさせていただきます。

1点目は、清水高校移転について、2点目は農業政策でありまして、よろしくお願ひしたいと思ひますが、清水高校移転に入る前に、まず岡崎教育長就任おめでとうございます。岡崎教育長とはお互いが昭和35年生まれで同級生でして、中学校の球技大会から陸上大会ずっと一緒に審判したりとかいろいろよく一緒になりました。夜もよく懇親会にも一緒になってお話ししたわけですが、非常に真面目な方で、すごい誠実な対応もしてくれて、非常に尊敬をしているところでもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひてます。よろしくお願ひします。

それでは、まず1点目の清水高校の移転についてから質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、スケジュールについてと書いておりますが、最初のほうはこども未来課長のほうから聞いて、途中から教育長お願いします。

まず、スケジュールについてですが、今回清水高校が清水中学校へ移転するという事なんですが、今回のいきさつ、もちろん高台移転とは思うんですが、それについて課長にお聞きするところです。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

高知県教育委員会において、平成26年10月に策定された県立高等学校再編振興計画の前期実施計画の中で、清水高等学校は南海トラフ地震による津波への対応のため、高台への移転を検討する学校に位置づけられております。

その後、平成30年12月に策定された後期実施計画の中で、清水高等学校を高台へ移転することとし、新たな校舎を設置する。実施年度については用地取得や必要な施設整備を検討し、平成35年度を目途に移転を進めると示されております。

また、その中で、高台移転に向けた考え方として、南海トラフ地震による津波被害から確実に生徒・教職員を守るために、速やかに高台へ移転する。目指す姿として、清水中学校の近隣に清水高等学校を設置することで、教職員及び生徒間の交流等の連携が深まり、連携型中高一貫教育による連携授業等の一層の推進が図られる。

施設整備として、清水中学校と清水高等学校で教室や職員室などは別棟とし、体育館やグラウンド等は、できるだけ共用をするなどとなっており、この計画に基づき清水高等学校の移転を進めているとのことであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、校舎や体育館の建設関係で完成時期など、それについてスケジュールですけれどもお聞きするところです。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、高知県教育委員会において、校舎等の基本設計を実施しており、基本設計の完了後、実施設計に着手、令和4年度前半には実施設計を完了し、土工事・擁壁工事を令和4年6月か

ら11月までに終え、校舎及び体育館・多目的棟新築工事に令和5年1月から着手をし、令和6年3月完成予定と伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） よく分かりました。

次に、校舎、体育館、駐車場についてという質問であります。まず、造りなんですけども、校舎、体育館のまず場所がどこにあるか、それから構造や大きさについてお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

あくまで、現段階での構想ではありますが、校舎につきましては、清水中学校南側県有地、現中学校教職員駐車場に鉄筋コンクリート造四階建てを、体育館・多目的棟につきましては、清水中学校西側県有地に、体育館は、木造と鉄筋コンクリート造のハイブリッド方式による平屋建て、高さは三階建て相当となります。多目的棟は、木造二階建てを予定していると伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、清水中学校と兼用するスペースも出てくるのではないかとこのように考えているところですが、この兼用スペースについて説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

これまでの高知県教育委員会との協議では、清水中学校の体育館やグラウンド、プール、特別教室などを共用させてほしいとのことであり、具体的な共用の範囲や共用方法等については、今後、高知県教育委員会、清水高等学校、市教育委員会、清水中学校の間で協議していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、駐車場についてなんですけど、先ほどの課長の説明でも校舎が今

の中学校の駐車場に建つということですが、その駐車場をどこに造るとかがちょっと知りたいので、説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

清水高等学校の駐車場については、清水中学校南側県有地に整備する校舎1階のピロティ部分や、体育館・多目的棟を整備する清水中学校西側県有地に計画をしていると伺っております。

なお、現在の清水中学校教職員駐車場の場所に、清水高等学校の校舎を整備するため、清水中学校教職員駐車場については、高知県教育委員会が清水中学校校舎北側にある駐輪場を改修し、生徒用の駐輪場と教職員駐車場を整備する計画となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、募集人員、クラス数、定時制の募集についてというところですが、校舎も令和6年から変わって、その影響もあるかもしれませんが、だんだんだんだん清水中学校の卒業生も減ってきておるところでありますので、ここら辺の募集人員とかクラス数とか、そこら辺がどうなるのかということもちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在の清水高等学校と同じように、全日制は各学年2学級80名の3学年、定時制は各学年1学級40名の4学年の定員を想定して、基本設計を進めていると伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） なかなか中学校も人数も減ってきて、今ではもう卒業生も80人もおるかおらんか分からんぐらいで、しかもよそも行って、それで実際にはもう40人を切るような状況で、この間聞くと、実際入ったのが38人とかちょっとそこら辺ですが、そんな状況も続きよるけんちょっとそれも心配をしていたんですが、今のところは建物も2クラスで、それから募集人員も80人やということのようですので、これによってもともと募集人員も減らされて学校も小さい学校みたいになったらちょっとこれは問題やと思ってましたが、今の課長の答弁を聞いて安心をしました。ありがとうございます。課長、以上です。ありがとうございます。

ました。

次に、魅力のある清水高校を目指してというところで、これからは教育長よろしくお願ひしますね。

その中で、やっぱり中高一貫教育、先ほど課長もありましたが、中高一貫教育の取組も必要なことでありまして、特に岡崎教育長が清水中学校で先頭をきってやっていたのでよく御存じだと思いますが、この中高一貫教育につきまして、以前からのまず取組についてをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えします。

魅力ある清水高校をつくるということにつきましては、市としても大変重要であるというふうに考えてます。そういう御質問をいただいて本当にありがとうございます。

平成26年度より、清水中学校と清水高等学校で連携型中高一貫教育を推進しております。その取組といたしましては、教員の相互乗り入れ、授業のほうを乗り入れて実施するというのをやっております。令和3年度の実績としましては、中学校の美術教員が高校のほうに出向いて週2時間授業を行う。高校のほうは、英語と数学と国語と3教科、各週4時間ずつ高校の先生に入っていて、これは単独の授業ではありませんけど、複数授業のTT授業のほうに入っていております。

また、行事等につきましては、本当に協議を重ねてきて、魅力あるものをつくっていこうというふうにしていきましたので、合同防災学習とか中高生みらい議会、あと中高生弁論大会、生徒会の交流、体育祭や文化祭の交流、これはちょっと計画止まりになっております。地域ボランティア活動、部活動の合同練習、土佐清水市連携型中高一貫教育推進協議会、その中で英検とか数検とか漢検とかそういうような取組、資格取得に関する補助金を出していこうとか、模擬試験の補助をしていこうとか、学力向上に向けてそういうような取組がこれまでの取組でございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 以前からかなりの取組をされていたというふうに思っているところで、なかなかいろんな取組をしてきたなというふうに思っていますが、さらに学校が近くなって、ますます中高連携しやすく充実もされるのではないかと思います、学校が近くなるし、言うてみたら同じ敷地内ですよ。そんな中で、やっぱりやりやすい面も出てくるのではないか

と、思って、そこら辺をちょっとお聞きできたらと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 清水中学校に隣接されるということで、当然教員間、生徒間の交流というのは連携が深まるというふうに考えてます。先ほどの授業交流についても、教材研究と一緒にしたりとか様々なことが可能なんじゃないかなというふうにも考えてます。今後も、清水中学校との連携型中高一貫教育も一層進められるというふうにも考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ますますやりやすくなるということで、先ほど取組も聞いたし、学校が近くなったらもっとやりやすいということも、また特に今後の取組で何かあればお聞きできればと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 現在、土佐清水市、未来を担う子どもたちを育てるというテーマで、土佐清水市の教育力の向上を図るために市教育委員会、清水小・中学校、高知県教育委員会、清水高校が一緒になって小・中・高の12年間を通した人材育成の計画を策定中であります。これまでの中高一貫教育の成果、課題を踏まえ、隣接することによって清水高校や県教委とこれまで以上に連携して、土佐清水市の人材育成がより効果的なものとなるよう、中高一貫教育の発展・充実を検討していきたいと考えています。

地域づくりの鍵は教育の魅力化であると考えております。教育の魅力化が地域の担い手を育成し、教育のブランド化を育み、若者・子供が増え、継承者をつくる、産業をつくる、地域の未来化が形成される、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） あと、もうこれ最後のほうになってきましたが、清水高校でしかできない取組みみたいなものもあると思ひまして、清水ならではの取組とか、よそからも来てもらえないとか、今までもいろいろともう長い間検討もしてきたと思うんですけども、何かやっぱりよそからも来てもらえるような清水高校の魅力みたいなのがあって、そこら辺があればぜひ教育長のお考えも教えてもらえるとありますが、よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

これまで清水高校は、土佐清水市の教育振興や人材育成に大きく貢献してきたというふうに考えています。今回の校舎の高台移転をきっかけに、県市で連携して、小・中から高校へと連続性を持った教育、人材育成を目指せるようなことというのは、ほかの市町村にはない強みだというふうに考えています。土佐清水市には、県の足摺海洋館 S A T O U M I、ビジターセンター、今度どうなるか分かりませんがユネスコ日本ジオパークの認定も近づいておりますので、そうした自然環境を生かした教育、あと郷土出身のジョン万次郎の考えや人生の歩みを生かした教育も考えられるのではないかとこのように思っています。

清水高校には、こうした土佐清水市ならではの特色や地域資源を生かしていけるというふうにも考えます。小・中・高12年間を通じた地域学習の最終段階を締めくくってもらい、生徒たちが将来に向かって羽ばたくことができる準備を整えてもらいたいというふうにも考えています。こうした取組というのは、清水高校の魅力化、特色づくりにもなり、将来地元の中学生だけではなく、市外からも清水高校の入学を希望する生徒も出てくるのではないかなというふうに期待しているところです。そうなった場合は、また市長部局とも連携を行いながら、対応策を考えてみたいと思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後の質問になります。魅力のある清水高校を目指すというところですけども、やはり学力も大事でありまして、やはり清水高校からどんどん国立大学へ入ったり高知大学へ入るとか、そういったことで清水高校行こうかみたいな子も出てくるような、やっぱりそういうことでも力を入れて頑張っていくようなことで、そういったほうにも力を注いでもらいたいと思っているところですので、そこら辺教育長に質問するところです。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えします。

多くの生徒に志願してもらうためには進路保障が大切な取組となります。現在、清水高校では2年生より4年制大学進学に対応したコースを設置しており、このコースを希望する生徒には、1年次から放課後の進学補習の実施など、学力の底上げを図っていると聞いています。進

学希望者を対象にした個別の添削指導等も行って、希望する大学ごとに対策を行っているとも聞いております。あわせて、昨年度から県教育委員会のA I 教育拠点校として、I C Tを活用した探求型の授業の実施もしております。学習に前向きに取り組もうとする生徒が増えたと感じているというふうに聞いております。I C T活用に関するアンケートにおいては、I C Tを使用したことで生徒の学習意欲が向上したかという設問に、生徒・教職員とも90%以上が肯定的回答をしているということです。高知県教育委員会では、令和2年度から教育センター内に遠隔授業配信センターを設置し、数学2名、物理1名、英語3名の教員を配置し、清水高校を含む中山間地域の高等学校への授業配信を始めています。これまで小規模で難しかった物理、数学Ⅲの授業の実施とか、習熟度の高い生徒への対応が可能となり、清水高校でも遠隔授業の活用により、令和2年度卒業生実績で国公立大学3名合格という大学進学への対応が充実していると聞いております。

清水高校でも魅力ある取組をしておりますので、広くこのことは市民の皆さんにもお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 課長と教育長、どうもありがとうございました。今から逆に、校舎建てるようになったらなかなか建てる側も大変になってきますし、今言った運営とか魅力ある学校づくりというのも合わせて大変になってくると思いますので、いろいろと大変なことも出てくると思いますが、ぜひまたいい学校も建ててほしいですし、それから教育内容もよくて、清水高校にたくさん人が来てくれるという理想の清水高校になったらいいなというふうに考えているところですので、ぜひ岡崎教育長を中心に頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。清水高校の移転については以上で終わります。ありがとうございました。

次、2番目の農業政策について、農林水産課長にお聞きをしたいと思ひます。

令和3年8月の市のホームページによりますと、土佐清水市の人口は1万2,694人、私の斧積は明治の終わりには400人いたのですが、もう今は94人まで減ってきておりまして、ますます農業を行う人の減少、高齢化が進んできました。

今までは自主的にできよった用水路の草刈りとか土取りなどもだんだんだんだんできなくなってきました、また毎年2月の上旬には出役も行っていますが、出役の参加者もだんだんだんだん減ってきておりまして、来年からはもう出役の前に二、三人でもう四、五日早めに作業もして、参加者の負担軽減や、その際に作業だけでなくて点検もして、例えばコンクリートに穴

が空いちょっとり壊れちょっとりとかそんなこともしながら、よりよい管理をしていきたいなというふうなことも考えているところでもあります。

農林水産課の指導もいただきまして、中山間・多面的事業、それから集落営農の会議も今までは別々でしたが、合同で行うなどこの事業について活性化させていただきながら、よりよい管理運営をしてきたいというふうに思っているところです。

今回の質問は、農業政策の3つの事業について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。後ほどまた詳しくお聞きしますが、まずは市民の皆さんへ制度が分かるように簡単に構いませんので、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度についてを農林水産課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

本課が、市民に分かりやすく簡単に説明する場合、中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間で、農業の生産活動に必要な支援が受けられる制度とお伝えし、多面的機能支払制度は、農振農用地域内での農業の生産活動に必要な支援が受けられる制度と伝えております。

活動する面積や地目に応じて交付金が受けられ、この交付金を活用して、農道や水路などの共同施設が長期的に活用できるように、農業者が中心となって維持管理を行う制度と説明しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） まず、中山間地域等支払制度についてからお聞きしたいと思いますが、まずこの中山間についてどういった事業ができるのか、交付金や負担金等についてお聞きするところです。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

中山間地域等直接支払制度は、地域の実情に応じて幅広く使途ができます。具体的には、ほんの一例ですが、水路の泥上げやあぜの草刈り、またこれらに参加した方への、いわゆる出役の日当など農業生産活動を持続させるために使うことができます。

交付金の積算基準は、土地の地目や傾斜度によって異なります。例えば、地目が田で急傾斜

地であれば10アール当たり2万1,000円、畑であれば10アール当たり1万1,500円が交付単価となり、これに対象面積を乗じた額が交付されることになります。

交付額の負担割合は、今年度、令和3年度の予算ベースで回答させていただきますが、交付の対象地区が15地区で交付金の総額が1,506万3,000円です。負担割合としましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 清水でこういった地域がこの制度を利用できているのか、また実際に実施している地区も教えてもらいたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

この制度は、地域振興法のうち特定農山法・山村振興法などの9つの法律により指定された地域が対象地域となります。農振農用地域内の農用地と急傾斜地の要件を満たされれば、この制度が活用できることとなります。

今年度、令和3年度の交付の対象地区は、西のほうから言わせてもらいます。宗呂上、宗呂下、下川口郷、下ノ段・浜益野、斧積、上野、下益野、加久見、津呂、久百々、鍵掛、市野々、布、立石、の15地区になりますが、複数の地区で申請する団体があり、交付金の交付先は14集落協定になります。

以上です

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。中山間は、いろいろ地域とか交付金とか何ができるとか説明ありがとうございます。

次に、多面的機能支払制度についてもお伺いしたいと思います。この多面的につきましても、こういった事業ができるのか同じような質問ですが、交付金や負担割合について課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

多面的機能支払制度は、一例ですが地域の農道や水路などの共同施設の維持管理などの支援

を目的としております。

この制度では、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、農地維持支払交付金では、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ、施設の点検や作業安全に関する研修などを行うことができます。また、資源向上支払交付金では、水路のひび割れや農道の補修といった施設の長寿命化のための補修・更新などの活動を行うことができ、中山間直接支払制度と似かよった制度となっております。

交付金の積算基準は、地目が田であれば10アール当たり9,200円で、地目が畑であれば10アール当たり5,080円が交付単価となり、これに対象面積を乗じた額が交付されることになります。

交付額の負担割合は、今年度、令和3年度の予算ベースで回答させていただきますが、交付対象地区20地区で、交付金の総額が3,154万4,000円です。負担割合としましては、中山間と同様で、国が2分の1、県と市が4分の1の負担割合となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。先ほどの中山間と同じような質問になりますが、この多面的もどういった地域が制度を受けれますか、それとまた実際に実施している地区について質問させていただきます。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

対象地域は、農振農用地域内の農用地になります。また、令和3年度の交付対象地区は、また西のほうから言わせてもらいます。宗呂上、宗呂下、下川口郷・下川口浦、平ノ段・下ノ段・竜串・浜益野、斧積、上野、下益野、加久見、大岐、長野・小方・船場・市野々、市野瀬、布、立石の20地区になりますが、複数の地区で申請している団体があり、交付金の交付先は13活動組織になります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 中山間・多面的、最後の質問になりますが、中山間直接支払制度、多面的機能支払についての課題について課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

(農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長兼農業委員会事務局長(和泉政彦君) お答えします。

議員の御案内にもありますように、課題としましては参加者の高齢化、また参加者の減少、荒廃農地の増加による負担などが挙げられます。また、活動される方の労務の偏りがあるのではないかと考えております。

地域によっては、地域の実情に応じて、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度を重複して活用していただいている地域もあります。

配分された交付金を余すことなく柔軟に活用していただき、それぞれの課題を解決していただきたいと思っておりますし、地域の農業を守る活動を引き続き実施していただきたいと思っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 農林水産課長からありがたいお言葉をいただきまして、頑張っていきたいと思っているところであります。

最後に集落営農、これはちょっと最近になって始まった事業でありますけども、まず集落営農についても、事業概要について質問をさせていただきます。

○議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長兼農業委員会事務局長(和泉政彦君) お答えします。

集落営農組織は集落を単位として、農業用機械の共同利用、農作業の受委託、農地の集約などといった農業生産活動を共同で取り組む組織を言います。

集落営農組織は現在、下川口、宗呂上、宗呂下地区の農事組合法人ふぁー夢宗呂川、三崎地区の農事組合法人三崎、加久見地区の農事組合法人かぐみの3つの法人格を持つ組織と、斧積地区の斧積営農組合と、この4つの組織がドローンによる共同防除に取り組むため、広域組織として土佐清水市営農推進協議会が設立され、この2つの法人格を持たない任意団体と合わせて5団体が市内にあり、地域の農業を推進しています。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) もう最後の質問になりました。集落営農にしましても、まだ課題もあろうかと思っておりますので、この課題についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長兼農業委員会事務局長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（和泉政彦君） お答えします。

課題としては、先ほどの中山間や多面と同様で、組織組合員の高齢化が一番の課題となっていると思います。

過疎化や高齢化が進む中、本課では地域農業の維持・推進をするためにも、新たな営農組織の設立に向け、土佐清水市まち・ひと・しごと総合戦略にも掲げて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。農林水産課長にもお礼を言いたいところですが、担当者もよく来ていただいているいろいろと指導もしていただきながら、それから中山間と多面的、集落営農も合同で会議して、それで出し寄ってええ運営ができるようにとかいろいろとやってくれてますし、共通課題で言えば、やっぱり人口減であったり、それから働く人が減ってきたり、高齢化ももう今聞くと共通な部分があると思っておりますので、今日質問したのは、そういう実情があるということやし、それから各地区地区で同じような悩みらがあったりとかいうことであろうかと思っておりますので、これからはますます御指導もいただきながら、農業が頑張っていくような形で支援もお願いをしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明9月14日午前10時に再開をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1時49分 延 会